

令和5年度 労働者派遣事業報告書の提出について

労働者派遣事業を行う事業者は毎年度、労働者派遣事業を行う事業所ごとに事業報告書を作成して、事業主管轄労働局に提出する必要があります(兵庫労働局への提出は、許可番号が「派28-」で始まる事業者です)。

本年度については下記のような取り扱いとなりますので、ご留意願います。

提出期間

令和5年6月1日から令和5年6月30日までです。

報告対象期間 (事業者により異なります)

令和5年5月31日の時点で終了した、直近の1事業年度の期間です。

※ここでいう事業年度は、定款等で定めた事業者の事業年度を言います。

例えば4月末日を事業年度の末日とする事業者については、令和4年5月1日～令和5年4月30日までの期間が報告対象期間となります。

個人事業者についての報告対象期間は一律、令和4年1月1日～令和4年12月31日です。

提出書類 (必ず提出する必要があります)

□ 労働者派遣事業報告書(様式第11号)【正本1部・コピー2部】

労働者派遣事業報告書(様式第11号)の記載・提出については、第1面～第9面までとなっていますが、大きくわけて、【年度報告】(第2面～第6面)と【6月1日現在の状況報告】(第7面～第9面)、および【記載要領】(第10面～第14面)で構成されています。なお令和3年4月以降提出分より、報告書の様式が変更されました。本年度提出分については最新の様式にて作成の上、提出してください。

最新の様式は兵庫労働局のホームページよりダウンロード可能です。

- 「年度報告(第2面～第6面)」の年度については、上記の「報告対象期間」の年度となります。
そのため、労働者派遣事業の許可を取得後、令和5年5月31日の時点で事業年度の末日が未だ到来していない事業者については、【年度報告】(第2面～第6面)については、記載の必要はありません(提出は必要です)。
- 「6月1日現在の状況報告(第7面～第9面)」は、令和5年6月1日における労働者派遣の状況報告となります。令和5年5月31日までに労働者派遣事業の廃止届を提出していない事業者については、すべて報告の義務があります。

裏面に続きます。

添付が必要な書類等（事業者により異なります）

労働者派遣法第30条の4第1項の協定を締結している場合

□ 労働者派遣法第30条の4第1項の協定（以下「労使協定」といいます。）【コピー2部】

労使協定を締結している事業者については、労働者派遣事業報告書を提出する日において有効期間中である労使協定を添付してください。その他下記の点にご注意願います。

- 添付する労使協定は、「労働基準法第36条に基づく協定」（いわゆる36協定）ではありません。
- 労使協定の本文において、就業規則や賃金規定等によることと定めている場合は、それぞれ引用している就業規則、賃金規定等の該当箇所（コピー）についても併せて添付が必要です。

労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更された場合

□ 派遣労働者の賃金額が一般賃金の額と同等以上の額であることを確認した旨の書面【コピー2部】

労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更された場合には、有効期間中であっても、労使協定に定める派遣労働者の賃金額が一般賃金の額と同等以上の額であるか否かを確認する必要があります。

同等以上であることが確認できた派遣元事業主は、「派遣労働者の賃金額が一般賃金の額と同等以上の額であることを確認した旨の書面」を労使協定に添付することとしており、労使協定に併せて提出する必要があります。

例えば、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間有効な労使協定を締結している場合、一般賃金の額が変更された令和5年4月1日時点において、労使協定対象派遣労働者の賃金額が変更後の一般賃金の額と同等以上であることが必要であり、同等以上とならない場合、労使協定を締結しなおす必要があります。

なお参考様式は兵庫労働局ホームページよりダウンロード可能です。

提出先

（郵送の場合の送付先）

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局 職業安定部 需給調整事業課 あて

※報告書の控えを返送しますので、必ず必要分の切手を貼付した返信用封筒を同封して提出してください。また提出にあたってはできる限り、簡易書留やレターパックプラス等をお願いします。

（持参の場合）

上記住所にて、平日8時30分から17時15分までの間に提出してください。

問い合わせ先：兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 TEL:078-367-0831